

# 第8回糸満市総合教育会議

令和元年8月29日（木） 15時30分

5－d会議室

## 次 第

1 開 会

2 協議事項 (1) 糸満市小中一貫教育基本計画について  
(2) 小中一貫教育推進室（仮称）の設置要請について

3 閉 会

## 糸満市総合教育会議 構成員名簿

氏 名	職 名	備 考
うえ はら あきら 上 原 昭	市 長	
あだにや こうゆう 安谷屋 幸勇	教 育 長	
くぼ た さとる 久保田 暁	教 育 委 員	
たましろ り え 玉 城 利 恵	教 育 委 員	
なが みね み か 長 嶺 美 香	教 育 委 員	
よな みね まさひろ 与那嶺 政裕	教 育 委 員	

## 糸満市小中一貫教育基本計画

令和元年7月策定

## 1 はじめに

少子高齢化、情報化、グローバル化など、社会環境の急激な変化の中、教育をめぐることは、学力や不登校、いじめ、学校における働き方改革の推進、地域連携など多くの課題が指摘されています。子どもたちの生活習慣や学習習慣の形成、新しい学習指導要領が示す、知識を活用して課題を解決したり新しい価値を見出したりする能力の育成が急務となっています。

これらの課題を克服し、子供たちの健やかな成長を図るためには、幼児期から小中学校9年間を見通し、一貫した教育を推進するとともに、学校・家庭・地域が協働した「地域ぐるみの教育」を推進していくことが必要不可欠となっています。

## 2 糸満市がめざす学校教育の姿

糸満市においては平成28年3月に「第4次糸満市総合計画（後期基本計画）」が策定されました。この計画では、「つながりの豊かなまち」を将来像に掲げ、地域社会のあらゆる場面で「つながり」を大切に、住みよいまちづくりに邁進していくために策定されました。また平成28年4月には「人や文化のつながるまち」を目標に掲げた糸満市教育大綱を策定し、糸満市の教育の方向性がより具体的に示されています。

## 【糸満市教育大綱・令和元年度糸満市教育主要施策】（抜粋）

## 【糸満市教育大綱】

糸満市は国・県の教育の目標、本市の基本理念及び将来像に基づき、郷里の自然や文化に誇りを持ち、人間性豊かで創造性・国際性に富む人材の育成と、健康で人々がつながり合い豊かな人生を送るために生涯学習の進展を期して次のことを目標に施策を推進していきます。

## （幼児児童生徒像）

幼児児童生徒一人一人の個性を伸ばし、社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を養い、自ら学び、自ら考え、行動できる「生きる力」の育成を図る。

## （市民像）

「ひかりのまち」「みどりのまち」「いのりのまち」を希求し、自然の保全・郷土文化の継承・発展に寄与し、進取の気性に富み、国際化・情報社会で活躍する心身ともに健康な市民を育成する。

## （社会像）

家庭、学校、地域社会の役割を明確にし、人々のつながりのある相互連携のもと、高い公共性・倫理性を有し、時代の変化に対応し得る生涯学習の振興を図る。

## 【令和元年度糸満市教育主要施策】

## 小中一貫教育導入に向けた検討

小学校と中学校の義務教育9年間を連続した期間としてとらえ、一貫性のあるカリキュラムで学習指導や生活指導を行う教育方法である小中一貫教育について検討する。

糸満市教育委員会では、この教育大綱・教育主要施策にもとづき幼児児童生徒一人ひとりの個性を伸ばし、「生きる力」の育成を図るため、小中一貫教育に取り組みます。

### 3 糸満市における小中一貫教育基本方針

#### (1) 小中一貫教育について

すべての児童生徒の豊かな心の育成、確かな学力の定着、健やかな体の育成は学校・家庭・地域の共通の願いです。

糸満市では、これまでも小学校と中学校が連携して教育活動を展開する「小中連携事業」に取り組んできましたが、これをさらに深化・充実させ、小学校と中学校の義務教育9年間を通じて継続的で一貫性のある教育を行うことによって、児童、生徒一人ひとりの個性を伸ばし、夢の実現につなげていきたいと考えています。

そのため、小中一貫教育を導入し、学校における様々な課題を解決し、あるいは、改善してよりよい教育を推進します。これまでの情報交換や交流を主とした取り組みから、次のような取り組みを行うことを小中一貫教育の定義とします。

- ① 小・中学校9年間を見通した学校教育目標（めざす子供像）を小・中学校間で共有し、目標の達成をめざします。
- ② 一貫した取り組みを行なうために、9年間の連続した教育課程（カリキュラム）を作成し、指導内容や指導方法の系統性・連続性を重視します。
- ③ 子供たちが互いに学び合う場を設定したり、教職員が協働して教育活動を設定したりして、教育効果を高める活動を工夫します。
- ④ コミュニティ・スクールとしての活動を中学校区で活性化させ、学校、地域、家庭が協働による「地域で子供を育む」環境を構築します。

#### (2) 小中一貫教育の目標

- ① 義務教育9年間を通じて、系統的・継続的な学習指導及び生徒指導を行うことで、豊かな心の育成、確かな学力の定着、健やかな体の育成を図ります。
- ② 「中1ギャップ」や「9歳の壁」など、学校種の違いや発達段階で生じる子供たちの不安や負担を軽減し、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を図ります。
- ③ 幼児期から青年期までの児童生徒の活動を通じて、豊かな社会性や人間関係を育みます。

#### (3) 基本方針

- ① 小中連携を深化・発展させ、小・中学校の教職員が校種を越えて指導・支援できるような体制を構築していきます。
- ② 9年間の連続した教育課程（カリキュラム）を作成し、指導内容や指導方法の系統性・連続性を重視します。
- ③ 施設一体型の小中一貫校においては、現行の6・3制とは異なる学年段階の区切り（例：4－3－2、5－4等）の導入も検討していきます。
- ④ コミュニティ・スクール及び地域学校協働本部等を基盤として、学校、家庭、地域が協働してそれぞれの諸課題の改善を図り、「地域ぐるみで子供を育てる」学校、まちづくりを進める。
- ⑤ 糸満市の学力向上重点施策である「支持的風土の学級・学校づくり」「子供主体の学び合い高め合う授業づくり」「地域と共にある学校づくり」を基盤として、「外国語教育」、「ふるさと学習」についても重点事項として取り組むこととし、

特に外国語活動、外国語の充実を図るため教育課程特例校制度の導入を推進します。

- ⑥ 本市には、学校規模や周辺環境、地域性が異なる6中学校区があります。それぞれの中学校校区の特色を生かした小中一貫教育を調査・研究していきます。
- ⑦ ⑥と合わせて、「小規模特認校制度」の導入についても調査・研究を進めていきます。

#### (4) 小中一貫教育で期待される教育効果

小中一貫教育の導入により、学習指導、生徒指導、教職員の意識改革等の面において、以下のような効果が期待されます。

- ① 中学校への進学に不安を感じる児童の減少
- ② いわゆる「中1ギャップ」及び「9歳の壁」の緩和
- ③ 小・中学校の教職員間で互いの良さを取り入れることへの意思の高まり
- ④ 小・中学校の教職員間で協力して指導にあたる意識の高まり
- ⑤ 小・中学校の指導内容の系統性についての教職員の理解の深まり
- ⑥ 教員の指導方法の改善意識の高まり
- ⑦ 上級生が下級生の手本となろうとする意識の高まり
- ⑧ 特別な配慮を要する児童生徒へのきめ細かな指導の充実
- ⑨ 学習規律、生活規律の定着
- ⑩ 下級生の上級生に対する憧れの気持ちの高まり
- ⑪ 不登校やいじめ、問題行動等の生徒指導上の諸問題の減少
- ⑫ 同一中学校区内の小中学校間の取り組みの差の解消
- ⑬ 異校種、異学年、隣接学校間の児童生徒の交流の促進
- ⑭ 小・中学校の教職員間の協働により業務の改善にも寄与する
- ⑮ 感謝の心、郷土愛、糸満市民としての誇りと自覚の高まり など

### 4 糸満市における小中一貫の姿

#### (1) 小中一貫校の形態

小、中学校9年間を通じて一貫した教育を行うため、現在の中学校区を活かして小中一貫校を形成します。

形態（タイプ）		
(A) 施設一体型	(B) 施設隣接型	(C) 施設分離型

##### ① (A) 施設一体型

同じ敷地・校舎内で小学校1年生から中学3年生までが一緒に生活し、9年間の一貫した学習や活動を進める。

##### ② (B) 施設隣接型

隣接した校舎を活用して、小・中教員の乗り入れ授業や交流活動、学校施設の相互利用等を工夫し、9年間の一貫した学習や活動を進める。

##### ③ (C) 施設分離型

校区内の小・中学校が離れているが一貫した指導支援の確立と小中児童生徒の交流の促進によって9年間の一貫した学習や活動を進める。

#### (2) 共通の取り組み

- ① 小・中教職員の共同指導体制の構築

- ② 小・中学校 9年間を見通した教育課程の編成と実施
- ③ 学校・家庭・地域が協働した教育の推進

(3) 想定される教育活動、取り組み

- ① 小・中学校共通の学校経営理念及び学校教育目標の設定
- ② 学習指導要領にもとづき、9年間を見通した教育活動の展開
- ③ 9年間を見通すことができる年間指導計画の作成と実践（カリキュラム連携）
  - ・教科、学習指導 ・特別活動 ・キャリア教育 ・学校行事 ・道徳教育
  - ・生徒指導 など
- ④ 小学校と中学校の教職員の相互連携による指導の充実
- ⑤ 小学校高学年での教科担任制の実施、定期テストの試行実施
- ⑥ 小学生と中学生の交流活動、合同活動の充実
- ⑦ 学力調査などの小中合同分析と結果の共有
- ⑧ 基本的な授業スタイルの統一
- ⑨ 学校評価の小中合同実施
- ⑩ 学校運営協議会の合同開催
- ⑪ 地域の教育資源の共有（地域人材）と児童生徒の発達段階に合わせた活用
- ⑫ 小中合同の特別支援教育に関する会議等の開催
- ⑬ 中学校の部活動への小学校高学年の見学、参加
- ⑭ 小中合同の児童会、生徒会活動の実施 など

5 小中一貫校導入及び開設までの流れ（予定）

令和3年から高嶺中学校区をモデル地区として、小中一貫教育の研究を進めていきます。特に外国語教育やふるさと学習を柱に指導の円滑な接続を図ることから取り組んでいきます。そして、この取り組みを他の分野に広げて指導計画作成の準備を進めます。

また、学校運営協議会やPTAなどの組織についても併せて検討します。

高嶺小・中学校は、令和5年に施設一体型の小中一貫校としての開校をめざして取り組みます。他の中学校区についても調査・研究を進めてまいります。

- (1) 令和元年 7月 糸満市小中一貫教育基本計画策定
- (2) 令和元年 8月 糸満市総合教育会議への報告
- (3) 令和元年12月 糸満市小中一貫教育推進委員会設置要綱制定
- (4) 令和2年 4月 糸満市教育委員会内に小中一貫教育推進室を開室
- (5) 令和2年度～ 糸満市小中一貫教育推進委員会を随時開催
  - ※ 「小規模特認校制度」の導入についても調査・研究を進めていきます。
- (6) 令和2年 7月 糸満市小中一貫教育モデル校区に高嶺小・中学校区を指定
- (7) 令和2年10月～ 糸満市立高嶺小・中学校一貫校準備委員会を随時開催
- (8) 令和3年 4月～ 高嶺小・中学校区における小中一貫教育校推進住民懇話会を随時開催
- (9) 令和3年 4月 高嶺小・中学校でもカリキュラム検討をスタート
- (10) 令和5年 4月 糸満市立高嶺小・中学校（施設一体型小中一貫校）開校
  - ※ 高嶺校区以外についても小中一貫導入について調査研究を継続してまいります。

## 小中一貫教育推進室（仮称）の設置要請について（案）

糸満市教育委員会  
令和元年8月29日

### 1 小中一貫校推進室（仮称）の開設の必要性について

令和元年7月に策定された「糸満市小中一貫教育基本計画」に則り、令和3年度より高嶺中学校区をモデル地区として小中一貫教育の研究を進めていくこと、また、令和5年度の高嶺小・中学校（施設一体型小中一貫校）の開校を目指すためには、教育委員会内に「糸満市小中一貫校推進室」を設置し、基本計画に示された基本方針の調査・研究、「糸満市小中一貫校教育推進委員会」の運営、モデル地区の小中学校のカリキュラム作成の支援、住民懇話会の開催し諸準備を進めることが必要であることから、令和2年4月には糸満市教育委員会内に小中一貫校推進室を開室したい。

### 2 小中一貫校推進室（仮称）の職員配置について

現在の指導主事3人体制（部長1、指導主事2）を4人体制にし、小中一貫教育推進室に増員された1名を配置する。新規事業であることから、行政内で調整事項、住民懇話会を担当する主幹級職員を配置することが望まれる。

### 3 沖縄県内の小中一貫校学校開校までの準備状況について

No.	校名等	開校年度	開校までの準備状況
1	名護市立小中一貫教育校「緑風学園」 久志小学校・久志中学校	平成24年度	平成21年より市民懇話会を開催 (H21:6回、H22:6回)
2	名護市立小中一貫教育校「屋我地ひる ぎ学園」	平成28年度	平成25年より市民懇話会、保護 者地域意見交換会を実施(H25:3 回、H26:6回)
3	宮古島市伊良部島小中学校 「結の橋学園」	平成31年度	平成26年6月に宮古島市立学校 規模適正化基本方針で伊良部島 内4小中学校統合を確認（当初 は平成29年度開校を目指すが大 地取得が難しくなり、平成31年 4月開校となる）
4	本部町立上本部小・中学校	令和2年 (予定)	平成29年度より住民講話会を開 催中。

## 別表

### 「糸満市小中一貫教育基本計画」の「小中一貫校導入及び開校までの流れ（予定）」

No.	項目	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	備考
(1)	糸満市小中一貫校基本計画策定	★							
(2)	糸満市総合教育会議へ報告	★							
(3)	糸満市小中一貫教育推進委員会 設置要綱制定	★							
(4)	小中一貫教育推進室開設								
(5)	糸満市小中一貫教育推進委員会								
(6)	糸満市小中一貫教育モデル校指定		★						
(7)	糸満市立高嶺小・中学校一貫校 準備委員会								
(8)	高嶺小・中学校区における小中一貫教育 校推進住民懇話会								
(9)	高嶺小・中学校ではカリキュラム検討を スタート								
(10)	糸満市立高嶺小・中学校（施設一体型小 中一貫校）開校								
※	高嶺地区以外についても小中一貫校導入 について調査研究を継続								

※「(5)糸満市小中一貫教育推進委員会」の中で、三和地区内小中学校への「小規模特認校制度」導入について調査研究を進めていきます。

※「小規模特認校制度」とは：

特色のある教育活動を行う小規模校で学びたいという児童生徒について、一定の条件のもと、従来の校区（通学区域）を残したままで、市内のどこからでも就学を認める制度。



## 小中一貫教育を導入する理由（現状と課題）

小中一貫教育を構想する上で重要なことは、小中一貫教育はより良い教育を実現するための手段であって、それ自体が目的ではありません。児童生徒の現状や教育上の課題解決に向けた対策の一つとして小中一貫教育の導入を検討するものです。

## ○発達の早期化等に係る現象

- ・ 小中一貫教育の導入に併せて、現行の6-3とは異なる学年段階の区切り（例えば4-3-2、5-4等）を設けて取り組む場合があります。その背景の一つとして小学校高学年段階における子供の身体的発達の早期化が指摘されています。
  - ① 6-3制が導入された昭和20年代前半と比較すると、例えば平成25年の児童生徒の身長伸びや体重伸びが最も大きい時期は、当時よりも2年程度早まっている。
  - ② 女子の平均初潮年齢についても、昭和初期と比べても2年程度早まるとともに、小学校5～6年生での既潮率が大きく高まるなど、思春期の到来時期が早まっているとの指摘がある。
- ・ こうした中で、生徒指導面においては、
  - ① 「自分が周りの人（家族や友達）から認められていると思いますか」という自己肯定感や自尊感情に関わる質問に対して、小学校高学年から急速に否定的な回答が多くなるといった調査結果もあります。
  - ② また、不登校や長期欠席についても、実際に休み始めた学年を見ると小学校段階からであるケースも相当数あるなど、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象の芽の多くは既に小学校4～6年生から生じているとの分析もあります。
- ・ また、学習指導面においても、
  - ① 「学校の楽しさ」、「教科や活動の時間の好き嫌い」について、小学校4年生から5年生に上がると肯定的回答をする児童の割合が下がる傾向があります。
  - ② 経験的な理解で対応できる学習内容から理論的・抽象的な理解が必要な学習内容への橋渡しが必ずしも円滑に行われておらず、学習上のつまづきが顕在化し、その後の中学校段階での学習に大きな支障をきたしているといった指摘もあります。
- ・ このような状況を踏まえ、おおむね小学校4～5年生頃に児童生徒にとっての発達上の段階が存在しているのではないかと指摘がなされ、多様な教職員が指導に当たることによる興味・関心や個性伸長への対応、教科指導における専門性の強化といった従来であれば中学校段階の特質とされてきたものが、一定程度小学校段階に導入されるようになっていきます。
- ・ また、児童生徒の様々な成長の段階に適切に対応する等の観点から6-3制の大きな枠組みを維持しつつも、4-3-2や5-4などのように、学校段階を超えた学年段階の区切りを柔軟に設けた上で、区切りごとに重点を定めて指導体制を整え、中学校段階への接続を円滑化させたり、教育活動を充実させたりすることの有効性が指摘され、こうした取組を容易にする枠組みとして小中一貫教育が広がりを見せてきた側面があると言えます。

## ○いわゆる「中1ギャップ」

- ・ 小中一貫教育が取り組まれてきた理由には、様々なものがありますが、そのうち最も広範に指摘されているものは、子供たちが小学校から中学校への進学に際し、新しい環境での学習や生活に不適應を起こす、いわゆる「中1ギャップ」と呼ばれる現象

への効果的な対応の必要性です。

- ・ 文部科学省が実施してきた「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」によれば、不登校児童生徒数、いじめの認知件数、暴力行為の加害児童生徒数が小学校6年生から中学校1年生になったときに大幅に増えることが経年的な傾向として明らかになっています。一般的に「中1ギャップ」というとき、こうした生徒指導上の問題に焦点を当てて論じられることが多くあります。
- ・ しかしながら、都道府県等の調査では、学習指導面においても「授業理解度」「学校の楽しさ」「教科や活動の時間の好き嫌い」について、中学生になると肯定的回答をする生徒の割合が下回る傾向にあることや、「上手な勉強の仕方が分からない」「やる気がおきない」「勉強が計画通り進まない」と回答する児童生徒数が大幅に増え、「毎日コツコツ勉強する」「勉強に自信がある」と回答する児童生徒が大きく減少する傾向が明らかになっています。
- ・ また、「勉強する内容が急に難しくなった」「量が増えて戸惑った」「授業のペースが速くてついていけなかった」と感じる生徒が相当数いることも明らかになっています。このようなことを踏まえると、生徒指導上の問題が顕在化していない学校においても、学習指導面に着目すると相当程度の課題が生じているのではないかと考えられます。

(小・中学校段階の主な差異)

- ・ こうした事象は、家庭や社会の問題も含め、様々な要因が複雑に絡みあって生じているものと考えられますが、その大きな要因の一つとして、小学校における教育活動と中学校における教育活動との間には、法令や学習指導要領等に規定されている事柄に加え、6-3の義務教育制度が導入されて以降の長い時間の中で、いわば学校の文化として積み上げられてきた大きな違いが存在しているとの指摘がなされています。主なものとしては、次のようなものがあります。
  - ① 指導体制の違い（小学校：学級担任制／中学校：教科担任制）
  - ② 指導方法の違い（小学校：小学生の発達段階を踏まえた日常生活に根ざした比較的きめ細かい指導／中学校：中学生の発達段階を踏まえた比較的抽象度の高い内容を含めた指導）
  - ③ 家庭学習の違い（小学校：宿題の教科間の調整がなされやすい／中学校：宿題の教科間での調整がなされないことが多い、部活動その他の時間に追われる、進路選択を念頭に置いたストレスが高まる）
  - ④ 評価方法の違い（小学校：定期試験が実施されない／中学校：定期試験が実施され、小学校よりもテストに向けた計画的な学習が必要となる）
  - ⑤ 生徒指導の手法の違い（中学校では思春期を迎える生徒を指導することもあり。小学校と比較して規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向）
  - ⑥ 部活動の有無（中学校から部活動が始まり、放課後や休日の活動を行う機会も増える、先輩・後輩の上下関係が人間関係に占める割合が高まる場合がある）
- ・ もとより、小学校段階での指導と中学校段階での指導に、発達の段階に応じた独自性があることは当然と言えます。また、将来の進学や就職、転職などの大きな環境変化を念頭に置いた場合、適度の段差が小・中学校段階間に存在することの意義や教育効果も大きいものと考えられます。
- ・ しかしながら、以上に述べたような小学校と中学校との教育活動の差異や子供たちの人間関係や生活の変化が同時期に生じることが、小学校段階からの学習面でのつまずきの蓄積、小学校段階では顕在化していなかった人間関係の課題、家庭が抱える様々な事情等とも相まって、少なからぬ生徒に精神的・身体的負担を生じていると指摘があります。

- ・ このような状況を踏まえ、小学校から中学校への進学に際して、生徒が体験する段差の大きさに配慮し、その間の接続をより円滑なものとするために、「意図的な移行期間」を設ける教育課程を編成し、学習指導・生徒指導上の工夫を行う取組が広まっており、こうした取組を行いやすくする観点から小中一貫教育の枠組みが注目を集めている側面があります。

(「中1ギャップ」と「小中ギャップ」)

- ・ なお、いわゆる「中1ギャップ」という言葉を用いる際には注意が必要です。小学校6年生から中学校1年生に上がると不登校が増えることは事実ですが、中学校2年生や中学校3年生でも不登校の増加数はほぼ同数になっています。また個別の事例では、小学校6年生と中学校1年生の間のケアに注力した結果、中学校2年生での不登校等が増加してケースもあります。
- ・ また、中学校における様々な生徒指導上・学習指導上の課題は小学校段階での潜在的問題と関わっている場合が多いと考えられます。「中1ギャップ」という言葉を用いて中学校1年生だけに着目するあまり、小・中学校の接続面だけの取組に矮小化してしまう危険性もないとは言えません。小学校6年生と中学校1年生の間の接続を円滑にする取組から始めつつも、それだけに終わることなく義務教育9年間全体での取組を充実させることが重要であると言えます。以上のようなことを考えた場合「中1ギャップ」というよりは「小中ギャップ」として捉えて対応策を講じることの方が適切なケースもあるものと考えられます。

#### ○社会性育成機能の強化の必要性

- ・ 子供の社会性の育成をめぐる社会環境の変化への対応の必要性も小中一貫教育の取組が推進されている背景の一つとして挙げられます。地域コミュニティの衰退、三世同居の減少、共働き世帯やひとり親家庭の増加といった様々な背景の中で、大人と子供のコミュニケーションが減っているとの指摘があります。また子供がいない世帯の増加、一世帯あたりの子供の数の減少、TVやゲーム、インターネットに費やす時間の増加、屋外で子供が自由に遊べる場所の減少などを背景として、集団での遊びの機会や年齢の離れた子供同士の関わりそのものが減っているという現状が指摘されています。

(学校に期待される役割の相対的増大)

- ・ 家庭や地域における教育の役割は引き続き重要であり、その役割のすべてを学校教育が代替することはふさわしくありませんが、このように家庭をめぐる状況が変化し、地域社会における子供の社会性育成機能が低下する中で、子供たちの集団教育の場である学校の役割への期待は相対的に大きくなっています。
- ・ 一方、少子化等に伴って学校自体が小規模化し、クラス替えができない規模の学校や多様な教職員集団からの指導を受けられない規模の学校が相当数に上がっており、小学校と中学校がそれぞれ小規模化して、単独の小学校及び中学校では十分な集団規模を確保できず、教育上のデメリットが顕在化している地域もあります。
- ・ こうした背景のもとに、小中一貫教育の取組を進めることで、
  - ① 多様な異学年交流の活性化
  - ② より多くの多様な教員が児童生徒に係る体制の確保
  - ③ 中学校区を単位とした地域の活性化による地域の教育力の強化
 などにより学校教育活動の充実を図ることへのニーズが高まっていることも、小中一貫教育の導入が広がっている重要な背景・理由の一つと言えます。

#### ○学校現場の課題の多様化・複雑化

- ・ 学校が抱える課題は多様化・複雑化しており、例えば、
  - ① 貧困、虐待など複雑な家庭環境で育つ子供の増加
  - ② 家庭生活や社会環境の変化の影響による家庭の教育力の低下、基本的なしつけを受けないままに入学してくる子供の増加
  - ③ 特別支援教育の対象となる児童生徒の増加（特別支援学級在籍者、通級による指導を受けている児童生徒）
  - ④ 不登校、暴力行為など生徒指導上の問題の増加
  - ⑤ 日本語指導が必要な児童生徒の増加
  - ⑥ 保護者のニーズの多様化と対応の困難化
  - ⑦ 時代の要請に伴う教育活動の高度化（教育内容や学習活動の量的・質的充実に加え、キャリア教育、食育、情報教育など教科等横断的な教育活動の必要性）などが指摘されています。
- ・ こうした中「一人一人の教員の努力や学年段位での努力、学校単位の努力だけでは十分な対応が困難である」との認識が広がり、中学校区単位での取組を充実させる延長線上に小中一貫教育の導入が検討されているという側面もあります。なお、これまでの体制による対応では立ち行かないという現状認識は、コミュニティ・スクールによる「地域とともにある学校づくり」や、地域と学校が連携・協働して地域全体で子供たちの成長を支える地域学校協働活動の推進などの背景、また、いわゆる「チーム学校」が求められている背景とも軌を一にするものです。

#### ○学校施設の有効活用

- ・ 公共施設等総合管理計画は、平成25年11月に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡協議会」で決定された「インフラ長寿命化基本計画」の中で示されている、地方公共団体の「行動計画」に位置付けられるものです。
- ・ 糸満市においても平成29年3月に同計画を策定して本市における公共施設の適正管理についての基本方針を定めており、将来の人口動態、現在～将来の財政状況等が年次毎に示されています。また将来の財政負担等の課題、それに伴う公共施設管理上の課題についても示しています。
- ・ その中で、小・中学校を含む教育・文化系施設は、都市基盤施設と並んで施設の維持管理に係る費用が多くなっています。また運営事業費についても教育・文化系施設は、行政系施設と同様に費用が多くなっています。
- ・ そのような状況を踏まえて、将来見込まれる施設の修繕・更新に係るコストを削減し、その負担を平準化することが望まれており、従来のように個々の施設について個別に維持管理の方法や方向性を定めるのではなく、市行政全体に係る指針（基本方針）を定めて公共施設の保持状況やコストについて一元的に管理し、市の実情や課題、ニーズに沿った形で運営・管理を進める必要があります。
- ・ 学校教育施設についても、基本方針に従って老朽化の進む施設の建て替えや大規模修繕を計画的に進め、教育環境の充実を図る必要があります。そのため既存施設の有効活用も含めた小中一貫校の整備については、公共施設の適正管理、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置の観点からも検討する必要があります。